

平成 2 9 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 (5 月) 議 事 録

四條畷市教育委員会事務局

教 育 委 員 会 定 例 会

1 開催日時・場所

平成29年5月24日（水）午前10時00分から12時00分・午後1時00分から1時47分
四條畷市役所 東別館201会議室・東別館203会議室

2 出席委員

教 育 長	森田 政己
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	大村 民子
委 員	原 知雅
委 員	吉田 知子（後半から出席）

3 事務局出席者

教 育 部 長 兼 教育環境整備室長	西口 文敏	地 域 教 育 課 長	杉本 一也
教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	芝田 孝人	教育部上席主幹（地域 教育課担当）兼主任	村上 始
教 育 総 務 課 長	阪本 律子	学校給食センター所長	林 雅弘
教育環境整備室課長	奥 大輔	図 書 館 長 兼 主 任	永野 国広
教育環境整備室上席主幹 兼学校教育課人権教育・ 教科指導担当課長	木村 実	公 民 館 長 兼 主 任	勝村 隆彦
都市整備部上席主幹	藤井 道幸	教育総務課長代理兼主任	櫻井 康弘
子ども政策課長	溝口 直幸	教 育 総 務 課	織田 紗樹
手 当 医 療 課 長	豊留 利永		

4 議事録作成者

教 育 総 務 課 織田 紗樹

5 付議案件

議案 第 9号	四條畷市立学校教科用図書選定委員会の委員の委嘱について
議案 第10号	四條畷市立学校教科用図書選定委員会への諮問について
議案 第11号	四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱について
議案 第12号	四條畷市立図書館協議会委員の任命について
議案 第13号	教育環境整備について
議案 第14号	四條畷市社会教育委員の委嘱について
報告 第 6号	四條畷市私立幼稚園就園奨励費補助金条例の一部を改正する条例案について
議案 第 7号	四條畷市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則等 の一部を改正する規則の制定について
議案 第 8号	四條畷市乳幼児教育保育アクションプランの策定について

森田教育長	只今から、5月の教育委員会定例会を開催いたします。
森田教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名者は、大村委員にお願いいたします。</p>
森田教育長	それでは議事に入ります。
阪本教育総務課長	本日の案件につきまして、議案第14号 四條畷市社会教育委員の委嘱についてが追加となりましたので、差し替え分を机上に配布しておりますのでよろしくお願いいたします。
森田教育長	<p>本日は案件数が多いため、報告案件から行うこと及び議案第13号の内容が複数であるため、最終へ変更することを提案いたしますがよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
森田教育長	それでは、報告第6号 四條畷市私立幼稚園就園奨励費補助金条例の一部を改正する条例案について、事務局から本件の内容説明を願います。
芝田教育部次長兼 学校教育課長	<p>報告第6号 四條畷市私立幼稚園就園奨励費補助金条例の一部を改正する条例案についてでございます。</p> <p>国の幼稚園就園奨励費補助金制度が改正され、補助限度額が改められたので、所要の改正をする必要があるため、この条例の一部を改正するための条例議案を四條畷市議会6月議会に提出することについて報告いたします。「幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進について」説明いたします。国は、幼稚園就園奨励費補助等を334億円計上します。これは12億円の増となっております。内容といたしまして、1、市町村民税非課税世帯の多子世帯の保護者負担を軽減するため、第2子は無償化します。2、市町村民税所得割課税額7万7千100円以下世帯の保護者負担を軽減するため、まずひとり親世帯の保護者負担額を第1子を9万1千円から3万6千円、第2子以降は無償化実施済みです。その他の世帯については保護者負担額を第1子が19万2千800円から16万8千800円へ、第2子が9万7千円を8万5千円へと改正がなされましたので、これに準じまして、新旧対照表にあるように、本市条例案の該当する額等を改正いたしました。この内容を議会へ提案いたします。説明は以上です。</p>
森田教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。

森田教育長	他に質疑はございませんか。
森田教育長	<p>質疑等ないようですので、次の議題に移ります。</p> <p>報告第7号 四條畷市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について、事務局から本件の内容説明を願います。</p>
豊留手当医療課長	<p>報告第7号 四條畷市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定についてでございます。平成29年7月1日から四條畷市寡婦（夫）控除のみなし適用事業を運用するにあたり、婚姻歴のないひとり親に対する税法上の寡婦控除をみなし適用し、その者の市町村税額及び所得税額を算定したうえで、なわてふれあい教室の利用料等を決定するため、各事業の規則の規定整備を行うことについて報告いたします。</p> <p>事業概要をご説明いたします。寡婦（夫）控除のみなし適用事業の1ページをご覧ください。1の事業目的についてでございます。本事業は、婚姻歴のないひとり親家庭の子育てを支援するため、ひとり親の婚姻歴の有無により、その子どもが不利益を被らないよう、寡婦控除をみなし適用して子育てに関連するサービス等の利用料等の算出を行い、負担の公平化を図る事業を本市独自に実施するものです。</p> <p>次に、適用事業の内容についてをご覧ください。ふれあい教室利用料は、月額7千円でございますが、下段の規則第8条において、減免規定がございます。第1号では生活保護受給者や市民税非課税世帯で母子家庭等に属する児童の保護者は利用料の全額を、第2号では第1号を除く市民税非課税世帯の児童の保護者は利用料の6割を、第3号では市民税課税で所得税非課税の児童の保護者は利用料の4割を減免しております。これらは、児童の保護者の市民税額及び所得税額の課税か非課税で判断しており、本事業では、本市独自に寡婦（夫）控除をみなして利用料の算定を行うものでございます。</p> <p>では、具体的にモデルケースでご説明いたします。ケースでは、ひとり親世帯 母・子1人で母の所得が109万円（年収180万円）であった場合、離婚と婚姻歴のないひとり親では、税法上の寡婦控除を適用されていないことから、同じ年収でも月額4千200円の差額が生じます。この規則改正により、独自に寡婦控除をみなし適用し、利用料等の算定を行い、利用料が離婚のひとり親と同じ0円とするものでございます。対象事業につきましては、次のページをご覧ください。本市に裁量がある21事業について実施するものでございます。</p> <p>最後に、規則の改正内容についてご説明いたします。新旧対照表の2ページをご覧ください。本改正は、5条立てによる改正であり、第3条による改</p>

	<p>正として、なわてふれあい教室条例施行規則の一部改正を行うものでございます。第8条中第2号を第3号とし、新たに第2号として、寡婦（夫）控除みなし適用を行うことを追加規定するものでございます。説明は以上でございます。</p>
森田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
原委員	<p>全国的だと思いますが、寡婦（夫）控除をする自治体は増えていて、四條畷市でも対象者の数は増えていますか。</p>
豊留手当医療課長	<p>児童扶養手当、いわゆるひとり親の母子手当の受給資格者は現在、大体600人ほどおられます。平成22年に父子家庭の方へも制度拡大していきまして、増加はしているのですが、微増です。ただ、現在、さまざまな結婚観があり、未婚で出産される方は増えてきている印象はあります。未婚のひとり親は大体600人のうち60人くらいで、1割くらいが現状です。</p>
森田教育長	<p>他に質疑はございませんか。</p>
森田教育長	<p>質疑等ないようですので、次の議題に移ります。 報告第8号 四條畷市乳幼児教育保育アクションプランの策定について、事務局から本件の内容説明を願います。</p>
溝口子ども政策課長	<p>報告第8号 四條畷市乳幼児教育保育アクションプランの策定についてでございます。四條畷市内の0歳児から中学生までの子どもの一貫性、連続性のある発達を見通した教育を計画的・効果的に推進するための行動計画となる「四條畷市乳幼児教育保育アクションプラン」を策定したことを報告いたします。当アクションプランは、平成28年度に大阪総合保育大学 瀧川光治教授をはじめ、教育委員会の皆様、小中学校教員や就学前施設の先生方に参画いただき、策定いたしました。</p> <p>当アクションプランは、本年3月に告示されました改定（訂）後の幼稚園教育要領及び保育所保育指針等を反映しているのが特徴で、乳幼児教育・保育の質の向上や就学前施設と小中学校との連携について、計画を策定して実施していくという点では、大阪府内でもかなり先進的だと言われております。（アクションプラン概要版「プランの考え方」「乳幼児教育の具体的推進方法」読み上げ）</p> <p>我々といたしましては、接続時カリキュラムの作成を見据えまして、今後、日ごろからの各施設の連携交流推進に取り組んでいきたいと考えています。説明は以上でございます。</p>
森田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>

<p>原委員</p>	<p>就学前の施設を含めて幼保、認定こども園、その他の施設も多様化されて、それぞれの歴史も違うので、それらをとらえながら短い時間の中で、本アクションプランを策定されて、本当にありがたいと思います。一番大事だと思うのは、実践されて、それを可視化して結果につながったかどうかをご検討いただきたい。その結果を受けて、この計画の内容を変えないといけないとなったら、それは可能でしょうか。</p>
<p>溝口子ども政策課長</p>	<p>仰るとおり、就学前施設が多様化し、制度も変わっている状況でございます。教育との連携の中で、小学校・中学校の制度も変わっていく可能性もございます。概要版の裏表紙にもありますように、進行管理方法として、このプランが達成されたかどうかは PDCA サイクルの考え方にに基づき検証していきたいと考えています。また、様々な制度改正や状況に応じて、国の就学前教育・保育の動向や本市の教育振興ビジョンの改定等に合わせて、必要に応じて見直しを行っていく必要があると考えています。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>他に質疑はございませんか。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>ないようですので、次の議題に入ります。 議案第 9 号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会の委員の委嘱について、及び議案第 10 号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会への諮問についてを一括案件として議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>木村教育環境整備室上席主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長</p>	<p>議案第 9 号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会の委員の委嘱についてでございます。平成 30 年度使用教科用図書を採択するにあたり、四條畷市立学校教科用図書選定委員会条例第 4 条の規定により、四條畷市立学校教科用図書選定委員会の委員を別紙のとおり委嘱するものでございます。提案理由といたしましては、平成 30 年度に本市児童に供すべき小学校における「特別の教科 道徳」の教科用図書教科書の選定を慎重且つ公正に行うにあたり、市教育委員会として、四條畷市立学校教科用図書選定委員会条例第 4 条に基づき四條畷市立学校教科用図書選定委員会の委員を委嘱したく、本件を提案いたしました。</p> <p>名簿案をご覧ください。6 名の委員につきましては、市立学校の校長及び教員として、忍ヶ丘小学校の藤原校長、岡部小学校の中谷教頭。教育委員会事務局の職員として、芝田教育部次長兼学校教育課長、木村教育部学校教育課人権教育・指導担当課長。市立学校に在籍する児童及び生徒の保護者として、四條畷西中学校学校PTA会長の鈴木耕太郎委員、四條畷小学校PTA母親代表委員の仁木登代子委員です。任期につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までです。</p>

	<p>続きまして、議案第10号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会への諮問についてでございます。平成30年度使用教科用図書を採択するにあたり、四條畷市立学校教科用図書選定委員会条例第2条の規定により、四條畷市立学校教科用図書選定委員会に意見を求めるものです。提案理由といたしましては、平成30年度に本市児童に供すべき小学校における「特別の教科 道徳」の教科用図書教科書の選定を慎重且つ公正に行うにあたり、市教育委員会として、四條畷市立学校教科用図書選定委員会条例第2条に基づき四條畷市立学校教科用図書選定委員会に対し意見を求めることを提案いたします。</p> <p>教科書採択方式概念図をご覧ください。採択の流れとしては、例年と変わりありません。四條畷市立学校教科用図書選定委員会条例と四條畷市立学校教科用図書選定委員会規則に基づき、教科書採択を進めていきたいと考えております。説明は以上でございます。</p>
森田教育長	<p>議案第9号及び10号について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
森田教育長	<p>質疑等ないようですので、ここでおはかりいたします。議案第9号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会の委員の委嘱について、及び議案第10号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会への諮問について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
森田教育長	<p>異議がないようですので、議案第9号及び第10号については原案のとおり可決することに決しました。</p>
森田教育長	<p>次に、議案第11号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
勝村公民館長兼主任	<p>議案第11号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙のとおり四條畷市立公民館運営審議会委員に委嘱せんとするものです。提案理由といたしまして、四條畷市立公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、新たに当該委員を委嘱する必要性が生じたため、社会教育法第30条第1項の規定により委嘱したく、本案を提案するものでございます。</p> <p>名簿案をご覧ください。任期は平成29年6月1日から平成31年5月31日までの2年間となっております。委員構成といたしましては、社会教育の関係者2名、家庭教育の向上に資する活動を行う者5名、学識経験のある者1名、学校教育の関係者2名となっております。男女比率は6対4となっております。新旧対照表をご覧ください。現在、委員をしているすべての委員が再任していただけるということで、新旧の委員について変更はございません。再任ということで、これまでの経験を生かし、公民館の運営に対して的確なご指導をいただけると考えて</p>

	<p>おります。説明は以上でございます。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>質疑等ないようですので、ここでおはかりいたします。議案第11号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>森田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第11号については原案のとおり可決することに決しました。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>次に、議案第12号 四條畷市立図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>永野図書館長兼主任</p>	<p>議案第12号 四條畷市立図書館協議会委員の任命について、四條畷市立図書館協議会委員に別紙のとおり任命せんとするものでございます。提案理由といたしまして、四條畷市立図書館協議会委員の任期満了に伴い、新たに当該委員を任命する必要性が生じたため、図書館法第15条の規定により任命したく、本案を提案いたしました。</p> <p>名簿案をご覧ください。任期は2年で平成29年6月1日から平成31年5月31日まででございます。委員構成は10名で、学校教育の関係者2名として、羽森清司委員、竹村正光委員。社会教育の関係者4名として、平山明子委員、辻野栄子委員、高垣聡美委員、大庭つばら委員。家庭教育の向上に資する活動を行う者2名として、林委員、北本委員。学識経験のある者2名として、福井多恵子委員、小林初根委員でございます。新旧対照表をご覧ください。今回、新任が5名おりまして、羽森委員、高垣委員、大庭委員、林委員、小林委員でございます。男女比率は前回同様2対8でございます。説明は以上でございます。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>質疑等ないようですので、ここでおはかりいたします。議案第12号 四條畷市立図書館協議会委員の任命について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>森田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第12号については原案のとおり可決することに決しました。</p>

森田教育長	次に、議案第14号 四條畷市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。
杉本地域教育課長	<p>議案第14号 四條畷市社会教育委員の委嘱について、次のとおり、四條畷市社会教育委員を別紙のとおり委嘱せんとするものでございます。提案理由といたしましては、四條畷市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに当該委員を委嘱する必要があるため、社会教育法第15条第2項の規定により委嘱したく、本案を提案するものでございます。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。大滝諷子氏が退任されまして、市林朋代氏を社会教育関係者として任命したいと思います。市林朋代氏につきましては、地域コーディネーターであり、図書ボランティアでも活躍されております。任期につきましては、平成29年6月1日から平成31年3月31日の2年間で、男女比率は前回同様6対4でございます。説明は以上でございます。</p>
森田教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
森田教育長	<p>ここでおはかりいたします。議案第14号 四條畷市社会教育委員の委嘱について、審議した内容に異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
森田教育長	異議がないようですので、議案第14号については審議した内容のとおり可決することに決しました。
森田教育長	次に、議案第13号 教育環境整備についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。
奥教育環境整備室 課長	<p>これまでの議論のまとめとして、1点目、南中学校の一時閉校または休校の判断は、休校となりました。2点目、休校に伴う諸課題については継続審議。3点目、アンケートについては概ねその内容のまま、詳細は事務局にて修正を行い実施する。以上の内容で審議をいただきました。その後の流れとして、4月19日に市長との総合教育会議が開催され共通理解を図りました。内容については広報誌の5月号に掲載されております。休校に伴う諸課題については、従前からの検討を含め、両校の生徒間交流、教職員人事、クラブ活動、校区の再編、通学路の安全対策、防犯カメラ設置、街路灯LED化、危険箇所への人的配置、グリーンベルト整備、その他、通学の遠距離対策、自転車・バス・電車での通学や転籍後の制服購入の支援、卒業アルバムの構成、教育内容の充実などについて議論をし、今後、学校との調整や解決に必要な予算化などをふまえ、遅くとも本年10月ごろまでには具体的な対策を見出</p>

す。また、諸課題の取り組みへの効果的な周知として、市長・教育長と情報共有のうえ、広報誌やホームページのほか、学校を通じたお知らせなどを行うこととなっております。その後、保護者との意見交換会を市長・教育長を中心に開催させていただいているところですが、4月18日に南中学校1年生の保護者を対象に開催いたしました。保護者の参加は13人でした。主なご意見としては、転籍に関わること、通学の安全、活断層調査とその後について、市民への情報共有などについてがありました。また、5月18日に東小及び南小6年生の保護者を対象とした意見交換会を実施いたしました。保護者合計38人の方が参加していただきました。こちらの方は、休校の時期や遠距離化に伴う対応、また、遠距離化対策に伴う保護者負担に対するご意見・ご要望をいただいています。以上がこれまでの流れとなっております。

森田教育長

それでは、議案第13号 教育環境整備について議論を進めていきますが、1点目として中学校の再編整備に係る制服の取り扱いについて、2点目として中学校の再編整備に係る遠距離化対策について、3点目にその他として関連する諸課題について議論を深めていきたいと考えます。

5月18日の保護者意見交換会でのご意見に、何が決まって何が決まっていないのかを明確に教えていただきたいとありました。10月を目標にスピードアップして決めていきたいと思っておりますが、できるだけ早くという声もありました。つきましては、制服対策、遠距離化対策については、今回で一定の大筋の方向性を確定していきたいと考えています。

それでは、まず制服対策へのご意見について、お伺いいたします。

木村教育環境整備室上席
主幹兼学校教育課人権教育・
教科指導担当課長

学校再編に係る制服の整備について、説明いたします。まず再編先の制服の取り扱いについて、南中学校休校に伴う畷中学校及び西中学校における制服の変更はありません。南中学校の制服の取り扱いにつきましては、両校ともに、南中学校の制服を着用することについて移行期間は設けず着用可能です。この2点につきましては、学校の校則に関わるもので、学校にも確認をとっております。

森田教育長

中学校再編に伴う制服の取り扱いについては、説明のあったとおりです。それでは、制服購入に対する補助について、ご意見をお伺いいたしますが、これまでの制服に関する議論につきましては、2着目の購入に係る現1年生2年生への補助については議論を行ってきたかと思えます。保護者との意見交換会でも、市長から補助については議論を深めながら考えていくという発言もあったかと記憶しております。南中学校の制服で通学することは可能ですが、転籍によって異なる制服となり、一定の心的配慮が必要なことから、補助をしていく方向で議論を進めていくのはいかがでしょうか。

山本教育長職務代

制服につきましては、環境整備計画では、子どもたちに考慮してその制服

理	<p>に愛着があれば新しい学校に行ってもその制服を着れば良いのではないかという発想だったかと思います。ただ、転籍した中学校でクラスによっては自分だけが違う制服でいなければならないという心的な問題もありますので、子どもが制服を変えたいということであれば、一定の補助を行い制服を購入していただくという道は閉ざしてはいけないという考えで教育環境整備計画を作ってきたと思っています。その流れを汲んで、全額か一部かはおいといて、ある一定の額の補助は必要ではないかと考えています。</p>
原委員	<p>山本職務代理のご意見に加えて、補助の割合を懸念する部分であれば、そんなに補助してくれるのであればと便乗して購入される可能性があるので、できるだけ補助のパーセンテージは低い方が良いのではと思います。補助することに関しては賛成です。</p>
山本教育長職務代理	<p>予算に関わることではありますが、今回、南中学校を休校にして転籍することになるので、便乗という言葉がありました。それも含めて、補償していかなければならないのではないかと私は思います。子どもの心情の部分については、転籍した後でないと分かりませんので、周囲の環境によって、制服を変えたいと思う子もいると思います。転籍後の生徒の心情に配慮することが大切だと思います。予算の中でできる最高のものを提示するべきだと考えます。</p> <p>もう1点、新1年生が入学する時に、もしかしたら南中学校の制服が良いという生徒がいるかもしれません。兄姉の制服を着るということもあり得ますし、そのような子に対して、どう対応するのかということも考えてないといけないと思います。新しい中学校に入学するので、新しい中学校の制服を購入していただくのが基本だと思いますが。</p>
森田教育長	<p>大村委員、補助を実施するかどうかについては、どう思われますか。</p>
大村委員	<p>実際に南中学校から啜中学校に転籍する生徒は約157人、元々啜中学校に在籍している生徒は539人ということで、大体、1学年分くらいの生徒が転籍するということになります。割合としては多いと思います。子どもたちの心情的に、南中学校に対する強い思いをもっていることとか、新しい学校に溶け込むことをよしとするのか、難しいと思います。指導者としても、溶け込めるようにするのか、実際に保護者や生徒がどのように受け取っているのか現場の先生方はどのようにとらえているのか。ただ、2度目となる制服購入には補助を出すから着替えなさいというのは本当に心的な配慮に値するのかと強く感じてしまいます。補助については賛成です。</p>
森田教育長	<p>制服の取り扱いについては、先ほど説明にあったとおりで、南中学校の制服を着たいということであれば着用について問題としないということでの</p>

	<p>で、その判断は子どもたちに委ねられています。そのうえで、もし転籍先の制服を着るとなった場合、補助をするということで、意見が一致したと確認させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
森田教育長	<p>それでは、補助の対象などの議論をつめていきたいと思いますが、何かご意見ございませんでしょうか。</p>
原委員	<p>質問ですが、来年、畷中学校に入学する子たちは全員、畷中学校に3年間在籍して卒業するため、畷中学校の制服を購入するということですね。</p>
森田教育長	<p>現小学6年生のことですね。ただ、南中学校の制服を着用することについて、移行期間は設けないということですので、兄弟のお譲りが南中学校の制服であれば、それを着用することは可能であるということです。</p>
原委員	<p>ということは、希望すれば、売っているかは分かりませんが、南中学校の制服を購入して着用することも可能ということなんではないでしょうか。</p>
森田教育長	<p>補助というのは、二重負担される、1回制服を買って、また2度目の制服を買わないといけない方への補助ということです。南中学校の制服については、兄弟もしくはご近所から譲ってもらって着用することは構いませんということです。</p>
山本教育長職務代理	<p>今回の再編整備をするうえで、影響を受ける生徒に対する問題ですので、南中学校の制服を購入している、譲ってもらっている、来年4月に転籍をする現1年・2年の方を対象とするのが良いかと思います。</p>
大村委員	<p>それについては賛成です。</p>
原委員	<p>私も賛成です。</p>
森田教育長	<p>それでは、平成30年度の新1年生については2着目にあたらなし、今回の教育環境整備で影響を受けるのは現1年生・2年生ということで、対象者以外は補助はない。その他、転入してきた生徒などについては、従来どおりとします。</p> <p>現在の1年生・2年生を補助の対象とするということでよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

森田教育長	<p>それでは、次に、制服購入に対する補助の内容について、事務局から説明をお願いします。</p>
木村教育環境整備室上席主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長	<p>お手元の資料の参考といたしまして、中学校入学時の制服等購入物品についてをご覧ください。曙中学校及び西中学校の制服等について詳細な値段を提示しております。4月12日の臨時会において、制服1人当たりの費用としておよそ6万1千円とお示しいたしましたが、精査し、年間で考えるという視点にたちますと、まず夏服のスラックス・スカート、夏服のポロシャツが提示されていませんでした。また、体操服についてはLLサイズから金額があがるということで、すべてLLサイズの値段で計上しています。これにより、前回お示した金額より約2万円分増加しています。</p> <p>また、表の中に指定という項目があるかと思えます。指定のありにつきましては、形や色が指定されていてそれ以外は認められないもの。指定なしは形、色のみ指定されているものです。例えば、曙中学校では、ブレザーというのは指定されたこの色・形というものが決まっておりますが、ポロシャツについては白地にワンポイントまで可ということで指定なしとなっております。また、現在の南中学校につきましても、この指定につきましてもまったく同じとなっております。説明は以上でございます。</p>
原委員	<p>ベストやセーターは大概、紺色のイメージがありますが、これはパッと見て、顕著に違うと分かるものなのでしょうか。</p>
木村教育環境整備室上席主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長	<p>南中学校は3色のセーターとベストがあります。曙中学校と西中学校は1色となっております。</p>
原委員	<p>ブレザーやスラックスの柄は、学校間で子どもたちが違和感を感じるくらいの差があるのでしょうか。</p>
奥教育環境整備室課長	<p>現時点で画像等が手元にないのですが、制服ですので、まったく異なる訳ではないと考えますが、若干の形の違いは出てくるかと思えます。</p>
森田教育長	<p>差の感じ方には個人差があると思えます。見方によってそれが大きく違うのか、ほぼ同じなのか。やはりどの学校も柄は単一で色もほぼ同じような色であるが、校章・エンブレムが違うとか、その部分で大きく違うと感じる方、ほとんど同じとを感じる方がいらっしゃるかと思えます。</p>
山本教育長職務代理者	<p>制服については、先ほど申し上げたとおりなのですが、体操服やジャージという部分には優先順位をつけないといけないのかなと思えます。1つは、</p>

	<p>これよりもむしろクラブ等でユニフォームを着用しないと試合に出られないということがあると思いますので、体操服やジャージより優先して補助すべきではないかと思います。こちらについては全額補助しないと試合に出られないことになりますので。セーターやベストについては、ブレザーを着ると目立たないということもありますので、全体の可能な補助額との問題もあると思いますので、優先順位がつけられたら一番良いかと思います。全体、上靴も含めて、全て補助しなければならないというのは少し考えにくいです。</p>
大村委員	<p>私がクラブ活動をしていたときは、部で受け継いでいくという形で自己負担ではなかったです。高校の野球など1校で試合ができない時は合同チームを作ります。そういう時には新しくユニフォームを作っているのでしょうか。</p>
森田教育長	<p>私の経験ですが、現中学校のクラブは、クラブによってそれぞれ統一性がないです。親御さんの経済的な負担を少なくするために、代々ユニフォームを受け継いでいるクラブもあれば、毎年、新旧の交代があった時に新たなユニフォームを個人負担で買って、自分たちの入部期間が終わり入れ替えになったときは新たなものを買おうと。合同チームになった場合は合同チームの取り決めがあり、ネームプレートだけで済ますということもあります。</p>
木村教育環境整備室上席 主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長	<p>教育長が仰ったように、代々受け継いでいくクラブとそうでないクラブがあります。例えば、陸上、ソフト、ラグビー、野球等につきましては、代々受け継がれて、暇中という文字が入ったものがあります。バドミントン、バスケット、テニス、卓球等につきましては、それぞれの学年で購入します。合同のユニフォームでの大会につきましては、種目、大会の大きさにもよるといことで、北河内大会ならマルだけど大阪府の大会にいったらバツといったようなことです。現在、このようなことも考えられるといことで、顧問の方が問い合わせをしている状況です。</p>
山本教育長職務代理者	<p>補助内容については、一度、学校側の意見を聴取していただきたい。制服については校外のもので、どこの学校の生徒かという識別ができますので、大きいと思いますが、校内で使う体操服等については、学校側がどのように考えているのか、違う体操服でも可能であるのか、可能であれば転籍された子どもたちへ指導をすれば良いと思います。大村委員が心の問題と言われたのですが、違う体操服を着ているから、それによって対立をする訳ではないので、違う服でも1つの学校を作り上げていくのですから、そういった意識を子どもたちがもてば良いので、服が異なってもそのような指導がちゃんとできるなら良いと思います。校外のブレザー等とはまた違うと思います。</p>
木村教育環境整備室上席	<p>制服につきましては、校長先生を通じて、現場の先生の制服についての考</p>

<p>主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長</p>	<p>え方をアンケートさせてもらいました。そこで出てきた意見として、混在はまったく問題なしということでした。また、制服の負担についてはお金が許されるならば費用負担してあげたら良いのではというような意見を聞いておりますが、さらに先ほどのクラブのユニフォームの件なども練り直して、より詳細な調査を行いたいと思います。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>補助内容については、しばらく時間をおいて精査し、もう少し詳しく現場からの意見も聞いて、また次回話し合うということによろしいでしょうか。また、補助率についても内容によって変わってくると思いますので、こちらも次回送りとさせていただければと思います。</p> <p>事務局、今後のスケジュール感を教えていただけますでしょうか。</p>
<p>奥教育環境整備室課長</p>	<p>総合教育会議で共通理解しているスケジュールというのは、まず、遅くとも10月までにはということがあります。そして本日ご審議いただいた内容で、再編先と南中学校の制服の取り扱い、また、補助の対象と内容についても一定明確になってきたと感じています。詳細の部分についても、6月の定例会で確定すれば、その後、予算に伴うこととなりますので、例えば7月に総合教育会議を開催していただき、市長との共通理解を図ったうえで、9月議会に補正予算であげて可決とすれば、9月の末頃には一定、予算にともなった確定が見えてくるのではないかとこのスケジュールを考えております。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>続きまして、2点目、中学校再編整備に係る遠距離化対策について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>奥教育環境整備室課長</p>	<p>資料をご覧ください。遠距離化対象地区、対象者について、こちらは従前からの教育環境整備計画より内容を一部抜粋して掲載しています。続いて通学方法については臨時会の資料を概ね引用しておりますが、追加している項目がございます。教育環境整備計画でも基本としている徒歩通学を追記しています。徒歩通学に係る課題は、新たな通学路などに対する整備が必要。また、費用については通学路安全プログラム実施に要する費用が考えられます。次に、スクールバス通学について、前回、委員の方からご意見があったもので、資料に追加しました。ただ、スクールバスについては、課題といたしまして、人数が187人を想定すると、費用が概算で1台年間1千万円、8台で年間8千万円となります。運用面でも本数や停留所についても他市の状況を確認すると、普通の道路上に乗り降りするのは危ないため、既存のバス停を使わせていただいているという状況であります。なお、通学方法の選択については、意見交換会の中で、通学方法の選択についても一定議論いただけないかというご意見がございましたので案件としてあげさせていただいております。説明は以上でございます。</p>

森田教育長	遠距離化対象地区、対象者について、質疑等ございましたらどうぞ。
森田教育長	それでは、通学方法について、議論を進めていきます。事務局から説明をお願いします。
奥教育環境整備室 課長	まずは徒歩通学を基本とします。自転車通学についての課題は、被害者だけでなく加害者になる場合がある。清滝地区の傾斜のある道路事情による危険性。自転車置き場の設置。雨天時における自転車通学の危険性。自転車通学の安全なルートの検証等があります。費用につきましては、ヘルメット代と保険代で年間合計約121万7千370円かかってきます。続いて電車通学についての課題は、四条畷駅までの距離が遠い地区があり、効果が限定的。通学時間の短縮につながらない等があります。費用につきましては、年間合計約320万5千180円と考えられます。続いて、路線バス通学についての課題は、定員超による積み残し。交通事情によるバスの遅延。異なるバス停の利用。学校行事に合わせたダイヤの変更の要望・協議等があります。費用につきましては、年間合計約1千745万840円が考えられます。スクールバスについては先ほど説明したとおりでございます。以上です。
森田教育長	通学方法について、質疑等ございましたらどうぞ。
原委員	遡って申し訳ありません。遠距離化対象地区についてですが、中野新町地区については、特に希望すれば西中学校への指定校変更が認められている件で、米崎や楠公の一部の方々は、中野新町地区と同様、希望があれば西中学校への指定校変更を認めるのは難しいのでしょうか。
山本教育長職務代 理者	教育環境整備計画を作るときから議論になっていて、JRの問題があり、国道170号の問題があり、どっちが危険かという話にもなるのですが。私の記憶では、西中学校と畷中学校の生徒数の関係で、西中学校はどんどん生徒数が増えていってしまうため、同規模程度の生徒数にしていく観点から、米崎の辺りは比較的JRの線路をくぐるにしても来やすいということから、畷中学校区になりました。
奥教育環境整備室 課長	遠距離化対策、通学路対策を実施しようとしているところですが、特に米崎、中野新町地区は四条畷駅から遠く逆戻りになってしまいます。ただし、米崎等については塚脇のバス停がありますので、一定、そこで対策が行えるのではないかとということです。また、2小1中の考えがあり、同じ小学校から同じ中学校に行かれるということを大事にされて、地域の方との意見交換会もふまえて、柔軟に対応するというところで、指定校変更を認める文言が入ったということです。

原委員	<p>今までの経緯は分かりましたが、保護者の心情から言えば、もし選択の1つとして、中野新町にどんな条件があるにしろ、一時休校に伴うことだけを考えて言うと、もし米崎や楠公の方で中野新町地区と同様にご意向があれば、指定校変更を認めるというのは非常に難しいことでしょうか。</p>
奥教育環境整備室課長	<p>そこもまさに教育環境整備計画がたてられるときに同じような悩みがあったのではないかと考えております。ただ、今まで校区の捻じれを解消するですとか、一部の方が違う学校へ行くということをしてできるだけ避けようという思いと、そのための遠距離化対策を実施しようという流れになっておりますので、そのような一部の例外というのは限定的になったのではないかと考えております。</p>
森田教育長	<p>会議の途中ではありますが、午後1時まで暫時休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">(休 憩)</p>
森田教育長	<p>それでは、会議を再開いたします。議案第13号教育環境整備についてでございます。通学方法について、議論を深めていきたいと思っております。徒歩通学を原則とするということで、その他のところで、ご意見をよろしく願いいたします。</p>
山本教育長職務代理者	<p>前回、私の方からスクールバスを実際考えたらと申し上げましたが、資料を見ると、非現実的だと思いましたので、バスにするとしたら、スクールバスではなく路線バスがより有効かと思っております。よって、徒歩通学、自転車通学、電車通学、路線バス通学の議論をしていくのが良いかと思っております。</p> <p>続いて、今までの議論をふまえると、自転車通学については学校適正配置審議会の議論の中で、結構強い意見として、被害者ではなく加害者になる場合があるため、自転車通学は認めるべきではないということがありました。学校側の意見も参考にしなければいけないと思っておりますが、私の意見としては、認めるべきではないと考えております。</p>
木村教育環境整備室上席主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長	<p>先ほどもありました校長からの意見集約の中の意見として、自転車通学は反対。危険があるので徒歩の方が良いかと思っております。どの中学校でも30分から40分徒歩の生徒がいると思っております。主要道路はとても危険である。という意見と、一方で、認めたら良いという意見も少なからずありました。</p>
森田教育長	<p>保護者との意見交換会をこれまで3回行ってきて、その中で、自転車通学を認めてほしいという意見がありましたが、これは現2年生の保護者の方か</p>

	<p>らでした。そして、現1年生の保護者の方からは絶対反対という意見がありました。</p> <p>私は、7年間暇中学校の校長として働き、その前に12年間暇中学校の教員として働きました。その経験から、自転車は非常に危険であると思います。市民グラウンドを使用している子どもたちが自転車で下り危険だと思ったことがあります。上りは押して歩いているので問題ないのですが、帰りが非常に危険性が高いと感じました。もう1つは、四条暇駅から市役所まで歩いており、ここも通学路となる可能性が高いですが、自転車に乗っている方は仕事や学校に間に合わせるという目的のため、非常に狭い道をあわただしく行き来しています。たまにバイクが通ることもあります。そのような状況の道が、本当に自転車で走るにふさわしい道だろうかと思えます。そういったことから、私は、学校適正配置審議会の議論であった意見を尊重したいと思えます。</p>
吉田委員	<p>自転車通学を希望されている保護者の方々は、下校時間が夏時間だと遅くなって、そこから家に帰ると遅くなるということを懸念して自転車が良いという方もいると思います。多分、行きよりも帰りの方が自転車に乗った方が早く帰って来れると仰っているんだと思うので、もし電車やバス、特にバスの利便性をもっと考えてあげたら要望はクリアできるのではないかと思います。</p>
森田教育長	<p>事務局から、路線バスを利用した場合の時間や利用する駅など、分かりましたらお願いします。</p>
奥教育環境整備室課長	<p>今現在検討しているのは、近鉄バスで、行きは清滝団地のバス停で降りて暇中学校まで徒歩で通学していただき、帰りは東小の方のバス停で乗っていただく。本数としては、1時間に約3本程度あります。ただ、課題として、乗車の定員に上限があることと、朝の通学の時間帯であれば乗車するバスは1台に限られます。また、いずれにしても暇中学校から700メートルくらいは距離があります。以上です。</p>
吉田委員	<p>バス停については私はそれで良いと思います。今までも暇中学校の通学範囲というのは国道163号をまたいでいたので、通学距離的には変わりはないかと思いますが、近鉄バスに限られるのでしょうか。コミュニティバスも同じような時間帯には便がないのでしょうか。</p>
奥教育環境整備室課長	<p>現時点では近鉄バスを中心に考えていますが、さらに議論を深めていくと異なるバス会社も視野に入れていくと思います。ただ、異なるバス会社のルートや運賃の課題はでてくると考えております。また、清滝団地に行くバスについて、コミュニティバスも近鉄バスほど本数は多くはありません。いず</p>

<p>吉田委員</p>	<p>れにせよ、路線バスの方向性が決まりましたら、詳細についてはさらに詰めていかなければいけないと考えています。</p> <p>晴れの日が良いけれど、雨の日にバスに乗りたくないという子どもたちが多いと思います。クラブの荷物や傘をもたせてこの距離を歩くよりはバスに乗ってと考えられるので、そうすると、1台のバスに限られるのは大変ですし、補助の仕方これから考えていかなければならないと思います。いろんな時間のバスを使わせてあげた方が、混み具合とか遅刻をしないとか、そういうことに関しても柔軟に対応できると思います。</p>
<p>奥教育環境整備室 課長</p>	<p>補足ですが、先ほどクラブの荷物をもってということで、現在、遠距離化対策の1つとして、畷中学校では西中学校も同様ですが、クラブ活動の備品をおける倉庫を増設しているところですので、荷物を倉庫において通学ができるようになります。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>電車通学に関して言えば、忍ヶ丘駅から畷中学校までゆっくり歩いたとして約15分。生徒が乗れる四条畷駅から忍ヶ丘駅へ向かう電車の本数はどれくらいありますか。</p>
<p>奥教育環境整備室 課長</p>	<p>JRの方も1時間に4本というダイヤが設定されておりますので、詳細の時間は手元にありませんが、20分、30分も待つような本数ではないと考えます。</p>
<p>原委員</p>	<p>自転車通学に関しては、将来的な面も含めて安全面では認められないと思います。子どもたちのいろんな事情があって認めてほしいという気持ちはすごく分かりますが、そこは大人の配慮として、いけないというところではないかと思います。また、路線バスの場合、実際キャパがあるので、満員になって乗り遅れて遅刻するということがあった場合、どうするのだろうと思いますが、そこまで考えるとどうしようもないので、やはり路線バスと電車を残してあげたら良いと思います。</p>
<p>大村委員</p>	<p>利便性といわれると現実に自転車というのがありますが、全員乗らなくても仮定として、200人ちかくの子どもたちが自転車に乗って、そのうちの1人でも事故が起これば、それはやはり自転車やめとけば良かったなということになるのは目に見えていると思います。事故を未然に防ぐという意味で、自転車の道がある程度作られている地域であれば別ですが、認めてしまって、認めなかったら良かったという事態にはなりたくないという思いがあります。子ども達を守ることを第一としたら、今、自転車はノーと言いたいと思います。</p>

森田教育長

教育環境整備計画の通学方法については、徒歩通学を基本とあります。新たな通学路に対する整備は今後必要となってきますが、その他の通学方法について、自転車通学については地域の実情を考えて適していないという意見が多数であり、その他の意見として、電車通学または路線バス通学については今後の調査によって利用できるということでした。保護者の意見の中に、選択をさせてほしいという意見が記憶に残っていますが、そこも考えながら、今後、意見を詰めていきたいと思えます。今、主な意見としてあがっているのは電車通学、路線バス。これを選択できるとするのか、運用していくうえで調整ができるのか、今後研究をしながら継続して、6月の定例会で決定できたらと思えます。

ここまで、中学校再編整備に係る制服の取り扱いについて、遠距離化対策についての2点について議論をかさねてまいりました。その他について、事務局から何かありますか。

奥教育環境整備室
課長

学校再編整備に係る取り組みについて、報告いたします。

まず通学路の安全対策について、また、アンケートの実施状況について、私から。学校運営については木村上席から、活断層調査については藤井上席から、休校に係る南中学校の施設管理については阪本課長から説明させていただきます。

通学路の安全対策について、こちらは教育環境整備計画においても通学路の安全対策についての取り組みを進めることとなっています。1つめに、通学路安全プログラムを平成27年8月に策定しております。それに基づくプログラムを市内全25か所で進めており、平成28年度に4か所は実施済み、1か所は部分実施ができています。今後、平成31年度までに随時実施していくこととなっております。また、防犯灯のLED化については市長部局で平成26年度から進めており、対象が40ワットの地域となっておりますが、3千84台を通常の蛍光灯タイプからLED化に変更している状況でございます。概ね対象の防犯灯については9割終了している状況で、今年度についても引き続き進めていくこととしています。また、人的配置について、交通誘導員の配置を小学校区を中心に市内で16人配置している状況です。防犯カメラについては市と各自治会において推進しているところで、平成27年度は16台、平成28年度は62台、合計78台を設置しています。今後も通学路については学校と調整しながら危険箇所等をひろいあげ進めていく予定です。

続いて、小学校再編整備に係るアンケートの実施状況ですが、回答期限が5月22日までとなっております。5千通発送いたしました。現在1千780通返ってきております。郵送で1千768通、直接持参等が12通、回答率は35.6パーセントとなっております。こちらは集計を進め、6月の定例会に向けできるだけ早急に分析結果が出せるよう努めてまいります。私からは以上です。

<p>西口教育部長兼教育環境整備室長</p>	<p>補足ですが、通学路の安全対策について、南中学校の子どもたちがほぼ啜中学校へ行くとなりますと、どのような道路を通っていくのかということ、私たちの考え方をお示ししています。それについて現地を踏査するなりして通学路を決めていきたいと思っています。それに合わせて防犯カメラも平成28年度に小学校区単位で7台、計49台の設置が整っております。29年度については、28年度の効果検証が必要ということで、現在、その検証を市長部局で取り組んでおります。そのような動きの中で、具体的に今回の休校に伴って先ほどの通学路を選定する際にさらに防犯カメラを増設してもらいたいという声も聞かれると思いますので、そういった意見は早々に吸い上げて、しかるべき時期に予算化等の考え方を市長部局の方には訴えていきたいと考えております。以上です。</p>
<p>木村教育環境整備室上席主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長</p>	<p>学校運営及び交流について、説明いたします。</p> <p>学校再編準備委員会を組織し南中学校、啜中学校を中心に学校行事や授業また評価のすり合わせはもとより、校則や教育実習、卒業アルバムなど細部にわたる検討を学校現場で現在行っています。特に、南中学校と啜中学校においては同じ学年の教員が全員集まり、既に教室内の環境整備や机をくっつけるだとか、他にも教材を全部揃えるなどしていると聞いております。これにまた西中学校も加え進めていくということです。また、交流事業につきましては、昨年度末に南中学校の生徒が啜中学校を訪れ、コミュニケーションを図ったと聞いております。今年度も計画中ですが、授業日数との絡みもありますので、その辺も含めて心的負担ができるだけ軽減するという意図のもと、交流をするということです。また、クラブ活動につきましても南中学校にあって啜中学校にないものや活動場所、クラブ顧問の件などありますが、こちらも検討していきたいと思っています。以上です。</p>
<p>藤井都市整備部上席主幹</p>	<p>南中学校の活断層調査について、報告いたします。</p> <p>現在、活断層調査に向けた情報収集を行っています。今後、専門家等の意見も聞きながら進めていくこととしており、スケジュールとしては夏から秋頃を目途に調査の内容を確定させたいと思っています。以上です。</p>
<p>阪本教育総務課長</p>	<p>南中学校の休校に伴う考えられる影響、課題等について、およそ6点ございますので報告いたします。</p> <p>1点目は、各契約の見直し及び業者の調整となりまして、警備防災、キュービクル、消防点検等の業務委託といった各種委託契約について、継続もしくは停止のすみわけを確認することが必要となります。</p> <p>2点目は、学校現場における点検業者への対応及びマニュアルの作成です。業者が学校現場を点検する際は教職員に対応していただいておりますので、今後業者の対応する際には学校から聞き取りを行いマニュアル等の作成が必</p>

	<p>要となります。</p> <p>3点目は、未使用の配線・配管の停止です。必要最低限を残し、未使用となるものについては停止する必要があります。ただし、セキュリティの関係であったり、水道、電気についてはそのまま継続が必要となるかと思えます。</p> <p>4点目は、学校施設使用許可の手続きです。休校となる間、他校への振り替え対応、各団体への周知啓発が必要となります。現在、周知文については決裁がおり次第、休校時の期間を未定としたうえで、来年4月からしばらくの間は未使用とするという内容で周知を行います。</p> <p>5点目は、施設台帳の整備です。こちらは大阪府と調整が必要ですが、休校する際の施設台帳への反映について、これまで前例がないため、今後調整を要するものです。</p> <p>6点目は、改正規則等の交付です。市立小中学校の通学区域の規則の改正等について、今後、教育委員会定例会にはかり、議案可決後、規則改正の交付が必要となります。以上です。</p>
山本教育長職務代理者	<p>学校運営に関して、来年4月から使用される副教材については今すり合わせをして同一のものを使用しようとしているようですが、今、学年をわたって使っている副教材というのは全くないのでしょうか。南中学校と曙中学校で違う教材を使っているということであれば、ある程度補償をしないといけないと思います。</p>
吉田委員	<p>アンケートの回収率というのは、平均から比べると多いのでしょうか。少ないのでしょうか。</p>
奥教育環境整備室課長	<p>公的な統計調査であれば9割くらいありますが、一般的な市が実施するアンケートであれば3割から4割程度と4月にお話させていただきましたが、調査内容によって2割のものもあります。回収率としては、3割を超えるアンケートでも、督促のハガキを出してその数字であったりします。そのような状況で、今回は督促の部分は広報誌に掲載したことだけで、35.6パーセントという数字になっておりますので、一定の回収はできたのではと考えております。</p>
森田教育長	<p>他に質疑等ございませんでしょうか。</p>
森田教育長	<p>それでは、議案第13号 教育環境整備について、本日、制服の取り扱いについて、再編先の取り扱いについては制服の変更はしない。また、南中学校の制服の取り扱いについては、着用に対する移行期間は設けない。また、制服購入に対する補助の対象については、新1年生については2着目にあたらないとし、現1年生と2年生が対象であること確認しました。補助する具体的な品名については6月定例会へ持ち越しとなりました。</p>

<p>森田教育長</p>	<p>続いて、遠距離対策については、徒歩通学を基本とし、教育環境整備計画に定める中野新町、塚米、楠公、川崎、畑中、滝木間の各地区については、通学距離がのびるため電車等の利用を認め、中野新町地区については特に希望する場合は西中学校へ指定校区変更を認めるということを確認いたしました。通学方法については、徒歩通学を原則とするものの、電車や路線バスでの通学について詳細な情報を集めて6月の定例会辺りで詳細を決定していきたいと考えています。</p> <p>以上で、本日予定している案件の審議は、すべて終了しました。これもちまして、定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。</p>
--------------	---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年6月28日

四 條 畷 市 教 育 長 森 田 政 己

四 條 畷 市 教 育 委 員 会 委 員 大 村 民 子